

事務事業名		軽自動車税の賦課事務		<input type="checkbox"/> 実施計画登載事業 <input type="checkbox"/> 総合戦略登載事業		
政策体系	政策名	07 自立した行政経営の確立		事業期間		
	施策名	31 健全な財政運営の推進				
	基本事業名	01 自主財源の確保と公有財産等の適正管理		<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 (開始 年度～)		
根拠法令		地方税法等		<input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 【計画期間】 年度～ 年度 ※全体計画欄の総投入量を記入		
所属	部課名	総務部税務課		予算科目 会計 款 項 目 事業 01 02 02 01 02 事務事業区分 A 政策事業 B 施設整備 C 施設管理 D 補助金等 E 一般(A～D以外)		
	課長名	佐藤 力也				
	係名	諸税係	電話			27-3111
	担当者	三浦 大和	内線			153
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)				全体計画(※期間限定複数年度のみ)		
軽自動車税(種別割)を適正に賦課する事務。主な業務は以下のとおり。 毎月 ①軽自動車協会から送付される軽自動車税申告書の受理及び内容確認、②申告内容の電算入力 随時 ①標識交付申請書の受理、ナンバープレートの返納、申請書の内容確認 ②ナンバープレート等の交付、③不存在の原付バイク等を調査及び更正処理 ④被災車両に対する課税除外及び代替車両に対する非課税申請受付(23年度～) 年次 ①電算入力リストの作成及び内容確認、②電算による賦課計算、③各種帳票を出力及び内容確認 ④各種帳票の封詰、発送、⑤調定、⑥減免申請書の受理及び審査、⑦減免の可否を決定 ⑧減免の決定内容を申請者に通知、⑨減免額の調定 また、軽自動車税(環境性能割)に関しては、県が市に代わって徴収しており、月ごとに市へと納入される。 事業費は、県内の軽自動車税(種別割)に係る申告書の共同事務処理の分担金として支出される。				総投入量(千円) 事業内訳 国庫支出金 都道府県支出金 地方債 その他 一般財源 事業費計(A) 0 人件費 正規職員従事人数 延べ業務時間 人件費計(B) 0 トータルコスト(A)+(B) 0		

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標									
① 手段(主な活動)	⑤ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)								
前年度実績(前年度に行った主な活動) 軽自動車税(種別割)申告書の受理及び賦課・調定を行った。 東日本大震災の被災車両に係る軽自動車税(種別割)の課税除外及び非課税申請の受付・審査・決定を行った。	<table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>単位</th> </tr> <tr> <td>ア 軽自動車税(種別割)の課税対象となる軽自動車数</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td></td> </tr> </table>	名称	単位	ア 軽自動車税(種別割)の課税対象となる軽自動車数	台	イ		ウ	
名称	単位								
ア 軽自動車税(種別割)の課税対象となる軽自動車数	台								
イ									
ウ									
今年度計画(今年度に計画している主な活動) 前年と同様									
② 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等	⑥ 対象指標(対象の大きさを表す指標)								
軽自動車税(種別割)の納税義務者 上記のうち東日本大震災の被災車両所有の納税義務者	<table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>単位</th> </tr> <tr> <td>カ 軽自動車税(種別割)の納税義務者</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>キ 東日本大震災に係る軽自動車税(種別割)の非課税決定台数</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>ク 東日本大震災に係る軽自動車税(種別割)の課税除外決定台数</td> <td>台</td> </tr> </table>	名称	単位	カ 軽自動車税(種別割)の納税義務者	人	キ 東日本大震災に係る軽自動車税(種別割)の非課税決定台数	台	ク 東日本大震災に係る軽自動車税(種別割)の課税除外決定台数	台
名称	単位								
カ 軽自動車税(種別割)の納税義務者	人								
キ 東日本大震災に係る軽自動車税(種別割)の非課税決定台数	台								
ク 東日本大震災に係る軽自動車税(種別割)の課税除外決定台数	台								
③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)	⑦ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)								
軽自動車税(種別割)の適正な賦課及び調定を行う。 東日本大震災の被災車両に対して課税除外及び代替車両を非課税とする。	<table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>単位</th> </tr> <tr> <td>サ 軽自動車税(種別割)の調定額</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>シ 東日本大震災に係る軽自動車税(種別割)の非課税決定額</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>ス 東日本大震災に係る軽自動車税(種別割)の課税除外決定額</td> <td>千円</td> </tr> </table>	名称	単位	サ 軽自動車税(種別割)の調定額	千円	シ 東日本大震災に係る軽自動車税(種別割)の非課税決定額	千円	ス 東日本大震災に係る軽自動車税(種別割)の課税除外決定額	千円
名称	単位								
サ 軽自動車税(種別割)の調定額	千円								
シ 東日本大震災に係る軽自動車税(種別割)の非課税決定額	千円								
ス 東日本大震災に係る軽自動車税(種別割)の課税除外決定額	千円								
④ 結果(基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するのか)									
自主財源の確保を図る。									

(2) 総事業費・指標等の推移

投入量	事業内訳	単位	年度					元年度(実績)	2年度(目標)
			27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(実績)		
事業費	国庫支出金	千円							
	都道府県支出金	千円							
	地方債	千円							
	その他	千円							
	一般財源	千円	219	218	336	278	282	301	
	事業費計(A)	千円	219	218	336	278	282	301	
	人件費	正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1	1
	延べ業務時間	時間	700	700	700	700	700	700	
	人件費計(B)	千円	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	
	トータルコスト(A)+(B)	千円	3,019	3,018	3,136	3,078	3,082	3,101	
⑤活動指標	ア	台	16594	16,849	16,768	16,564	16,405	16,081	
	イ								
	ウ								
⑥対象指標	カ	人	11567	11,557	11,559	11,414	11,340	11,200	
	キ	台	10	6	2	0	0	0	
	ク	台	7	2	4	5	0	0	
⑦成果指標	サ	千円	87754	106,818	107,755	109,744	110,781	111,000	
	シ	千円	53	35	10	0	0	0	
	ス	千円	24	14	10	26	0	0	

事務事業ID	0027	事務事業名	軽自動車税の賦課事務
--------	------	-------	------------

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等	
① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？	昭和25年に地方税法が制定されたことによる。
② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは後期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？	ユーザーの低燃費志向や税制改正を理由に、軽自動車税は増収傾向にある。登録台数については微減している。 二輪車等(原動機付自転車、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車、ミニカー、小型特殊自動車)は平成27年度から新税率を適用する予定であったが、適用開始を1年延長した。 四輪及び三輪の軽自動車で、平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた車両は、平成27年度から新税率が適用。 令和元年10月1日より新たに軽自動車税環境性能割が創設され、これまでの軽自動車税は種別割と名称が変更となった。
③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？	

2 評価の部(SEE) * 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている ⇒【理由】 この事務事業の目的は当市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？ 適正課税により自主財源の確保に結びつく。
	② 公共関与の妥当性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である ⇒【理由】 なぜこの事業を当市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？ 地方税法に基づく市の固有事務である。
	③ 対象・意図の妥当性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 適切である ⇒【理由】 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？ 地方税法及び大船渡市税条例に規定がある。
有効性 評価	④ 成果の向上余地	<input type="checkbox"/> 向上余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がない ⇒【理由】 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？ 地方税法及び大船渡市税条例の規定に基づく事務であるため、向上の余地は無い。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響	<input type="checkbox"/> 影響無 ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 影響有 ⇒【その内容】 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？ 地方税法及び大船渡市税条例の規定に違反するとともに、自主財源の確保ができなくなる。
効率性 評価	⑥ 事業費の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】 成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など) 事業費は、全国軽自動車協会連合会と岩手県市長会・町村会が締結した課税客体に関する委託業務に対する当市の分担金等であり、県内全域での共同処理に係る経費であることから、削減の余地はない。
	⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【理由】 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずに正職員以外の職員や委託でできないか？(アウトソーシングなど) 納税通知書の作成及び発送作業が短期間(約1ヶ月)に集中するため、適正な事務を行う上でも現状の人員及び業務時間を確保する必要がある。
公平性 評価	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【理由】 <input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である ⇒【理由】 事業の内容が一部の受益者に偏っていないか？不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？ 地方税法及び大船渡市税条例の規定に基づく事務であり、公平・公正である。

3 今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 改革改善の方向性	(2) 改革・改善による期待成果																				
① 現状維持 ② 改革改善(縮小・統合含む) → ③ 終了・廃止・休止	左記(1)の改革改善を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。 (終了・廃止・休止の場合は記入不要) <table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="3">コスト</td> </tr> <tr> <td></td> <td>削減</td> <td>維持</td> <td>増加</td> </tr> <tr> <td>向上</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>維持</td> <td></td> <td>●</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>低下</td> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table>		コスト				削減	維持	増加	向上				維持		●	×	低下		×	×
	コスト																				
	削減	維持	増加																		
向上																					
維持		●	×																		
低下		×	×																		
(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等																					

4 課長等意見

(1) 今後の方向性	(2) 全体総括・今後の改革改善の内容
① 現状維持 ② 改革改善(縮小・統合含む) ③ 終了・廃止・休止	平成28年度の税制の改正以降、近年増収傾向にある。また、令和元年度より、軽自動車の自動車取得税が軽自動車税(環境性能割)となった。これらをつまみ、税収の動向を注視しながら、現状どおり事業を継続する。